

議員提出第五号議案

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

肝炎は、国内のB型・C型ウイルス肝炎患者・感染者数が350万人以上と推定され、注射針の共用や輸血、血液製剤の投与などによって感染したとされる、国内最大の感染症であり、抜本的な対策が求められている。

慢性肝炎から肝硬変、肝がんに移行する危険性の高い深刻な疾患であるが、肝臓は「沈黙の臓器」といわれ自覚症状が出にくいことから、早期発見がより重要であり、適切な時期にインターフェロン等によって根治できれば肝硬変、肝がんへの移行を予防することが可能な疾患である。

本県のC型肝炎に感染していると考えられる割合は、全国平均の0.6%に対し、1.0%(平成18年度節目検診での感染者率)であり、また、肝がん死亡率では、全国の26.7人(人口10万対)に対し、34.6人(人口10万対)と高率となっており、本県において総合的な対策を一層進める必要がある。

平成20年度から国の新しい肝炎総合対策「肝炎治療7か年計画」がスタートし、医療費助成や検査・治療体制の整備、正しい知識の普及、研究の促進など総合的な対策に取り組んでいるところであるが、都道府県肝疾患診療連携拠点病院の整備など医療体制に格差が生じている。

適切なウイルス肝炎対策を、全国規模で推進するためには、肝炎対策に係わる基本法の制定が必要である。

そこで、国においては、全てのウイルス肝炎患者救済のため、下記事項について緊急に施策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス肝炎対策を全国規模で等しく推進するために、肝炎対策のための基本法を早期に成立させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月12日

島根県議会

肝 炎 対 策 基 本 法

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 IX 因子製剤による C 型肝炎感染被害



- 「特定 C 型肝炎ウイルス感染者救済特別措置法」が制定（平成 20 年 1 月 16 日施行）
【対象者】製剤との因果関係が証明（提訴）された者に対して給付（1 千万、2 千万、4 千万円給付）



- 新しい肝炎総合対策「肝炎治療 7 カ年計画」：肝炎治療医療費助成制度
【対象者】B 型・C 型肝炎ウイルス感染者・患者（原因は問わない）
ウイルスの除去が目的で肝がん患者は対象外
平成 20 年 4 月 1 日実施：所得に応じて（1 万、3 万、5 万円自己負担）



課 題

- 証明（カルテ等で確認）が困難
- 一部の肝炎患者のみが対象
- 治療に係わる負担額



- 薬害 C 型肝炎訴訟原告：「肝炎対策基本法」の制定を！
【対象者】約 350 万人とされる肝炎患者全員の救済：「肝炎対策基本法」（仮称）
※）全国原告団の山口美智子代表（52）は「どういう政局であれ、与野党は命の問題を最優先にして、肝炎基本法を成立させてほしい」と訴えた。
（2009 年 2 月 18 日）

肝炎対策基本法（肝炎患者支援法）の内容

- B 型・C 型肝炎感染は国の責任！
- 全国的な肝炎治療体制の整備！
- 医療費助成と治療中の生活支援！

← 制定支援

基本法制定を全国の

- 都道府県から支援！
- ・ 街頭活動
- ・ 署名活動

【薬害 C 型肝炎しまね弁護団】

<国の動き：肝炎患者支援法について>

- 平成 19 年 11 月 与党「肝炎対策基本法案」を衆議院へ提出 → 継続審議
 - 平成 19 年 10 月 民主党「特定肝炎対策緊急措置法案」を参議院へ提出 → 廃案
- 参考：民主、共産、社民、国民新の野党 4 党は 2 月 20 日、「肝炎医療費助成法案」を衆院に提出。